

【 制 度 概 要 】

①空き家の適正管理等を行う事業者紹介制度について

市内にある空き家の管理業務をどこに頼めば良いかわからない場合に、あらかじめ登録していただいている名簿の中から選択いただく制度です。

②空き家の管理業務とは

- (1)庭の草刈りや清掃（空き地は対象外）
- (2)家屋の除却
- (3)空き家の見守り（家の状態や草木の繁茂状況など、外観目視で状況を確認し、写真など添えて簡易な報告書を作成）

③登録のできる事業者の要件

【共通業務】 下記の要件を全て満たす事業者

- ・直方市内に事業所、営業所を有する個人事業主及び法人、団体
- ・②に記載する空き家の管理業務のいずれかを行うことができる者

【除却業務】 共通に加え、以下の要件を満たす事業者

- ・建設業法に基づく土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可を受けている者
- 又は、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を受けている者

④空き家等管理事業者の登録について

登録を受けようとする事業者は、「空き家の適正管理事業者登録申請書」を都市計画課まで提出してください。ご登録いただけましたら、空き家等管理事業者登録名簿に登載し、紹介をご希望の方や、適正に管理されていない空き家等の所有者に対して助言文章を送付する際に同封します。また、直方市のホームページ等にて登録名簿を公開します。

⑤登録内容の変更について

登録名簿の内容に変更が生じたときは届け出てください。

⑥登録の抹消について

以下の行為をした場合、登録を抹消します。

- ・不要な業務の強要
- ・不当な料金設定
- ・苦情に対して不誠実
- ・登録要件を満たさなくなった場合 など

⑦その他

- ・事業者登録は随時受付します。
- ・見積り依頼はHPに掲載しております見積り依頼書により、依頼者からメールまたはFAXにより見積りを依頼します。

⑧留意事項

- ・依頼者が複数社に見積もりを依頼して比較することがあります。
- ・依頼主と事業者との間で発生した損失、損害等について、直方市は一切の責任を負いません。